平成２７年（フ）第４７号
長崎県大村市富の原２丁目315番地（本石借家Ｂ棟）、申立時の住所長崎県大村市富の原１丁目1223番地４
債務者　大島　咲智（旧姓稲冨）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
長崎県大村市原口町732番地１、前住所長崎県大村市久原２丁目824番地18
債務者　入江喜久治
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷616番地２
債務者　合田　昭公
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
長崎県諫早市船越町644番地みずほ荘10号、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字江口3359番地ウッドパーク31　102号
債務者　中村アヤ子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
長崎県大村市沖田町557番地１、前住所長崎県諫早市栄田町52番41号　清明荘３号
債務者　𠮷田　　誠（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
長崎県諫早市幸町63番12号本田アパート３号、旧住所長崎県大村市武部町55番地６
債務者　松尾圭奈子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
青森県三戸郡南部町大字高瀬字川久保62番地３、前住所青森県八戸市売市３丁目10番８号ユートピア市川２―101
債務者　若本　　丞
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
仙台市宮城野区原町１丁目１番49―203号
債務者　大槻　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１９号
仙台市太白区大野田２丁目10番38―304号
債務者　大石浩司郎
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
仙台市太白区郡山６丁目６番６―115号
債務者　伊藤　利江
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
茨城県水戸市大足町864番地の２　ロイヤルシティＳⅡ202号
債務者　阿部由美子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９３号
茨城県ひたちなか市牛久保２丁目１番８号
債務者　西野　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１４号
茨城県水戸市姫子１丁目823番地の14　木下住宅
債務者　大貫　　博
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
茨城県石岡市根当10670番地２
債務者　藤本　温子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
茨城県稲敷郡阿見町大字君島500番地２
債務者　伊藤　秀美
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
茨城県つくば市北条4268番地
債務者　栗須　定文
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係